

公共樹設置申込に関する書類について

申請の前に...

まず設置には、市負担と個人負担のケースがありますので、申請の前に費用負担について、工事受付センター窓口でご相談ください。

ご相談には、案内図、下水道台帳図、公図、登記簿謄本 が必要になります。

公共樹設置申込に係る必要書類

公共樹設置の申請をするには、下記の書類を提出してください。

まず設置に関する書類（各1部）

- 公共樹設置許可申請書
 - 案内図
 - 下水道台帳図
 - 配置図
 - 施工図面（平面図、断面図）
 - 復旧断面図
 - 標準工法図
 - 断面一覧表
 - 土留図（掘削深1.5m以上の場合）
 - 現地写真（撮影年月日記入、道路全景を撮影。また、既存の建物への接続の場合は建物を含めての撮影）
 - 建築確認済証の写し（新築の場合）
 - 公図、登記簿謄本の写し（掘削、布設範囲全て）
- ※道路においては認定路線であっても地番が振られている道路の場合、登記簿謄本が必要
- 土地売買契約書又は土地使用に関する承諾書（土地売買、借地、私道の掘削の場合）

公共樹設置工事（公費負担）の申請から施工までの期間

公共樹設置に係る工事（公費負担）は、申請から施工まで **3か月程度** の期間を要しますので、早めの申請をお願いいたします。

工事着手時について

工事着手前日までに「工事予定表」を提出してください。

FAX : 028-633-3427 (工事受付センター 管理指導グループ)

県管理道路にて施工する場合は、「工事着手届」を提出してください。

※詳しくは、別添「道路占用許可申請に関する書類について」をご参照ください。

ます設置完了後について

ます設置が完了しましたら、下記の書類を提出してください。

「仮復旧工事後」の書類は、工事完了後、速やかに提出してください。

仮復旧工事後（各1部）

道路占用工事完了写真チェックリスト

※全工事で提出が必要になります。

完成届

工事目的物引渡書

請求書

工事完了写真（工程毎に撮影）